

## 意見書等

(意見書)

議員提出議案第2号

国外で作製された歯科医療用補綴物等の取り扱いに関する意見書(可決)

国民の健康を守る上で大切な口腔医療の現場において、通常、歯科医療用に供する入れ歯等歯科技工物、いわゆる補綴物等は、歯科医師または歯科医師の指示に従って歯科技工士が作製するとされているが、近年、国外で作製された歯科医療用補綴物等が使用されているのにもこだわらず、歯科材料の性状等何ら検査も受けずに、雑貨物扱いで輸入されて患者に供されている事例が増加している。

近年、国外からの輸入品にまつわる事件として、ぎょうざの薬物混入、歯磨き粉による死亡事故、玩具からの有害塗料検出など健康被害の実例が相次ぎ、国民の安心安全が脅かされている。

こうした事態に対し、国は、歯科医師が国外で作製された歯科医療用補綴物を患者に供する場合は、十分な情報提供を行うよう指示している。しかしながら、患者が安心して歯科医療を受けることができるようにするには、国外で作製された歯科補綴物等の品質や安全性確保に向けて、一層踏み込んだ対策が急がれる。

よって、国会及び政府におかれては、歯科補綴物等の輸入取り扱いに関する法整備を行うとともに、国外で作製された歯科補綴物等の品質や安全の確保のために、必要な措置を講じるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月25日

---

議員提出議案第3号

「緑の社会」への構造改革を求める意見書(可決)

100年に一度と言われる経済危機の打開策として、各国政府は今、環境・エネルギー分野への巨額の集中投資と、それによる雇用創出を目指す、いわゆる「グリーン・ニューディール」を選択し始めている。米国のオバマ大統領が提唱し、ドイツ、イギリス、韓国なども矢継ぎ早に独自策を打ち出した。世界同時不況の様相を呈する中で、各国は経済危機を脱する道として「環境」を選んだと言える。

こうした世界的な動きの中で、日本政府も環境分野を経済成長の牽引役とする「日本版グリーン・ニューディール」をまとめる方針を固め、具体化に着手した。

我が国は環境分野で最先端の技術を持っており、それを生かすことで大きな経済効果や雇用創出が期待されている。また、環境保全と経済発展を結びつけ両立させることは、持続可能な社会を構築していく上でも極めて重要である。

経済危機の今こそ、「緑の社会」へと大転換するチャンスととらえ、先進国としての責任を果たす中期目標を定めて「日本版グリーン・ニューディール」を推進すべきである。そして、我が国が諸外国に先駆けて不況を克服し、低炭素社会・循環型社会・自然共生社会のモデルとなるような社会を示すべきと考える。

よって、政府におかれては、環境分野へ大胆に投資し、需要を喚起することで産業を振興し雇用創出するなど、下記の項目を実現するよう要望する。

記

- 一、日本の誇る環境技術を駆使して環境産業の活性化を促すこと。そのために3年間で10兆円規模の投資を行い、今後5年間で100兆円の市場規模、200万人超の雇用を実現すること。
  - 一、2020年には、太陽光発電などの再生エネルギーの一次エネルギー構成率を発電電力量の20%を目指すこと。特に太陽光発電については2020年までに10倍とする政府の導入量目標の倍増を検討し、例えば全小中学校への設置など大胆な取り組みをすること。
  - 一、電気自動車、プラグイン・ハイブリッド車など次世代自動車の普及を急ぎ、5年後に100万台、2020年に新車販売の70%超を目指すとともに、温室効果ガス排出削減に資する観点から公共交通機関の活性化に対する支援を大幅に拡充すること。
  - 一、省エネ住宅・ビル等の建設を大規模に促進するとともに、環境モデル都市の対象都市を拡大するなど、さらなる国の支援を拡充すること。
  - 一、森林吸収量の目標として掲げる温室効果ガス排出削減3.8%の実現に向けて、林業と建設業の協働も行いつつ間伐・植林などの森林整備を進めること。さらに、これらにより林業、造園・建設業など関連業種で新たな雇用を創出すること。
  - 一、バイオ燃料事業を拡大強化し、その利活用によって地域の特性を生かした活性化を図り、バイオマスタウン300地区を早期に実現すること。
  - 一、温暖化対策行動等に対してポイントを発行する、いわゆるエコ・ポイント事業を拡充させるなど、国民生活部門における温室効果ガス排出削減のための活動を支援すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月25日

---

#### 議員提出議案第4号

#### 今後の保育制度の検討に係る意見書（可決）

保育制度を含む次世代育成支援のあり方については、規制改革会議の逐次にわたる答申などを受けて社会保障審議会少子化対策特別部会における議論が進められており、本年度中にも報告書がまとめられるものと理解している。

既に、昨年5月には、社会保障審議会少子化対策特別部会において「基本的考え方」が示されているところであるが、現在、議論されている項目の中には、今後の財源の確保や保育要件の見直し、参入のあり方など保育行政の根幹にかかわる問題など、今日まで保育所が担ってきた子どもの発達の保障機能が揺るぎかねない問題も提起されている。

については、厚生労働省における今後の保育行政のあり方に係る検討に当たっては、下記の事項を十分踏まえて行うよう、強く要請する。

#### 記

1. 今日までの保育制度が果たしてきた役割を踏まえ、今後のあり方の検討に当たっては、実施責任を持つ現場の自治体及び保育団体との意見交換を十分行い、理解を得ながら進めること。
2. 新たな保育の仕組みを検討する場合、「すべての子どもの健やかな育ちの支援」を基本とし、「量」の確保は「質」の担保が必要不可欠である点を踏まえること。また、負担金の徴収を安易に現場の保育所にゆだね、子どもの最善の利益を損ねることがないように配慮すること。
3. すべての子どもの健やかな育ちを保障するため、認可外保育施設の質の引き上げに資する支援策を講じること。

4．保育需要の増大や多様化が予想される中で、次世代育成支援のための安定した財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月25日

---

議員提出議案第7号

現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の  
大幅増額を求める意見書（否決）

急激な少子化の進行のもとで、次世代育成支援に対する国と自治体の責任はこれまでも増して大きくなってきており、中でも保育・学童保育・子育て支援施策の整備・施策の拡充に対する国民の期待は高まっている。

ところが、この間、社会保障審議会少子化対策特別部会などで行われている保育制度改革論議は、直接契約・直接補助方式の導入や最低基準の廃止・引き下げなど、保育の公的責任を後退させる市場原理に基づく改革論である。厚生労働省が提案した制度改革案は、保育行政推進のために果たしてきた自治体の役割を不当に評価しており、こうした改革が進めば、子どもの福祉よりも経済効果が優先され、過度の競争が強まらざるを得ず、保育の地域格差が広がるだけでなく、家庭の経済状況により子どもが受ける保育のレベルにも格差が生じることになる。

よって、国において保育制度改革の議論を進めるに当たり、子どもの権利を最優先に、地方の実情を踏まえた上で、国と地方の責任のもとに実施する充実した制度とされるよう、以下の事項について強く要望する。

記

- 1．児童福祉法第24条に基づく現行保育制度を堅持・拡充し、直接契約・直接補助方式を導入しないこと。
- 2．子どもの福祉の後退を招く保育所最低基準の見直しを行わず、抜本的に改善すること。
- 3．待機児童解消のための特別な予算措置を行うこと。
- 4．保育所、幼稚園、学童保育、子育て支援施策関連予算を増額すること。
- 5．子育てにかかわる保護者負担を軽減し、雇用の安定や労働時間の短縮など、仕事と子育ての両立が図られるよう社会的環境整備を進めること。
- 6．保育制度改革に当たっては、保育所利用者や保育事業者等関係者が納得できるような仕組みや基準を確保すること。
- 7．民間保育所運営費の一般財源化は行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月25日